

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者の指定【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 2
- 指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者からの廃止の届出【保健福祉局地域福祉部介護保険課】 4

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局計画部開発指導課】 5
- 特定調達契約の相手方の決定【技術監理局契約部契約課】 6
- 特定調達契約の落札者の決定（3件）【技術監理局契約部契約課】 7

北九州市告示第 298 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 41 条第 1 項及び第 53 条第 1 項の規定により、居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者を指定したので、法第 78 条第 1 号及び第 115 条の 10 第 1 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 2 年 7 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 7077 59	訪問介護 a n n	北九州市八幡西 区鉄王一丁目 7 番 14 号	合同会社エタ ーナル	令和 2 年 7 月 1 日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4067 7909 17	訪問看護ステー ション こた福	北九州市小倉南 区南方五丁目 1 5 番 23 号	株式会社こた 福	令和 2 年 7 月 1 日
4067 7909 25	訪問看護ステー ション ナース ケア北九州	北九州市小倉北 区井堀四丁目 8 番 17-306 号	株式会社ナー スケア北九州	令和 2 年 7 月 1 日
4067 7909 33	ひまわりハウス 訪問看護ステー ション	北九州市小倉北 区赤坂二丁目 2 0 番 8-202 号	株式会社ひま わりハウス	令和 2 年 7 月 1 日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 5057 32	デイサービスセ ンターイエロー	北九州市小倉南 区徳力一丁目 1 番 18 号	有限会社 Y e l l o w	令和 2 年 7 月 1 日
4070 7077 42	デイサービスは っぴいたいむ	北九州市八幡西 区陣原五丁目 3 番 7 号	合同会社心音	令和 2 年 7 月 1 日

4 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	指定年月日
4070 7077	地域密着型特別 養護老人ホーム	北九州市八幡西 区大字畑 696	社会福祉法人 無何有の郷	令和 2 年 7 月 1 日

北九州市告示第 299 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 75 条第 2 項、第 82 条第 2 項及び第 115 条の 5 第 2 項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者から廃止の届出があったので、法第 78 条第 2 号、第 85 条第 2 号及び第 115 条の 10 第 2 号の規定により、次のとおり告示する。

令和 2 年 7 月 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 1015 40	訪問介護事業所 せい風	北九州市門司区 大字畑 1972 番 3	社会福祉法人 北九州市門司 民生事業協会	令和 2 年 6 月 30 日

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4067 7906 51	ソウレン訪問看護	北九州市小倉北 区井堀四丁目 8 番 17-306 号	株式会社ソウ レン	令和 2 年 6 月 30 日

3 通所介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 6013 17	デイサービスセ ンター東田愛香 苑	北九州市八幡東 区東田二丁目 2 番 43 号	社会福祉法人 愛香会	令和 2 年 6 月 30 日
4070 7075 77	デイサービス金 剛倶楽部	北九州市八幡西 区金剛三丁目 2 番 4 号	株式会社リー ベ介護サービ ス	令和 2 年 6 月 30 日

4 居宅介護支援

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	廃止年月日
4070 7039 72	ケアプランセン ター・はたの里	北九州市八幡西 区大字畑 329 番 1	社会福祉法人 香月老人ホー ム	令和 2 年 6 月 30 日

北九州市公告第473号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

令和2年7月7日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区下貫四丁目3630番7、3631番8、3633番1及び3633番4から3633番19まで	北九州市小倉南区重住二丁目5番2号 有限会社住販 代表取締役 縄田 誠
北九州市八幡西区永犬丸二丁目2303番1、2303番4から2303番8まで、2305番3から2305番6まで、2306番1及び2306番3から2306番7まで	北九州市八幡西区幸神四丁目7番6号 辰巳開発株式会社 代表取締役 今村誠児

北九州市公告第474号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
消防通信指令システム機器 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和2年6月15日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本電気株式会社北九州支店
北九州市小倉北区堺町一丁目3番15号
- 5 契約金額
9億6,250万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため
- 8 その他

この公告に係る物品の調達は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により議会の議決に付さなければならない動産の買入れであり、公告日において議会の議決は得られていないが、議会の議決後本契約を締結する。

北九州市公告第475号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
30メートル級はしご付消防自動車 1台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月17日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社D r y
北九州市小倉北区白銀二丁目10番2号
- 5 落札金額
2億2,165万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年5月7日
- 8 落札方式
最低価格による。
- 9 その他

この公告に係る物品の調達は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により議会の議決に付さなければならない動産の買入れであり、公告日において議会の議決は得られていないが、議会の議決後本契約を締結する。

北九州市公告第476号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
水槽付消防ポンプ自動車のシャーシ 5台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月9日
- 4 落札者の名称及び住所
九州日野自動車株式会社北九州支店
北九州市小倉北区西港町93番1号
- 5 落札金額
8,882万5,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年4月24日
- 8 落札方式
最低価格による。
- 9 その他

この公告に係る物品の調達は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により議会の議決に付さなければならない動産の買入れであり、公告日において議会の議決は得られていないが、議会の議決後本契約を締結する。

北九州市公告第477号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 物品等の名称及び数量
水槽付消防ポンプ自動車の架装 5台
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市技術監理局契約部契約課
北九州市小倉北区城内1番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月16日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社D r y
北九州市小倉北区白銀二丁目10番2号
- 5 落札金額
1億8,755万円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
令和2年4月24日
- 8 落札方式
最低価格による。
- 9 その他

この公告に係る物品の調達は、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年北九州市条例第81号）第3条の規定により議会の議決に付さなければならない動産の買入れであり、公告日において議会の議決は得られていないが、議会の議決後本契約を締結する。